

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）により生活保護法が改正され、同法に規定する「進学準備給付金」の名称が「進学・就職準備給付金」に改められるとともに、「子どもの進路選択支援事業」が創設されたことに伴い、所要の規定の整理を行う。

第2 改正の内容

- (1) 岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正（第1条関係）
 - ア 進学準備給付金を進学・就職準備給付金に改める。
- (2) 岩見沢市福祉事務所長事務委任規則の一部改正（第2条関係）
 - ア 進学準備給付金を進学・就職準備給付金に改める。
 - イ 被保護者健康管理支援事業に関する規定を追加する。
 - ウ 子どもの進路選択支援事業に関する規定を追加する。
- (3) 岩見沢市生活保護法施行細則の一部改正（第3条関係）
 - ア 進学・就職準備給付金に関する様式を追加する。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月31日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号イ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第7号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「除く」を「除く。」に改める。

(岩見沢市福祉事務所長事務委任規則の一部改正)

第2条 岩見沢市福祉事務所長事務委任規則（平成21年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第19条第4項」の次に「、第55条の4第2項（同法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第1号ア及びウ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号エ中「に規定する」を「の規定による被保護者に対する必要な」に改め、同号オ中「に規定する」を「の規定による要保護者からの求めに基づく」に改め、同号カ中「規定による」の次に「要保護者に関する」を加え、「報告の請求、」の次に「立入」を加え、同号キ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号コ中「に規定する」を「の規定による」に改め、「就労自立給付金」の

次に「の支給」を加え、同号サ中「に規定する進学準備給付金」を「の規定による進学・就職準備給付金の支給」に改め、同号シ中「被保護者就労支援事業」の次に「の実施」を加え、同号ツ中「後見人」の次に「の」を加え、同号ツを同号トとし、同号チを同号テとし、同号タ中「、第78条及び第78条の2第1項」を「から第78条の2まで」に改め、「費用」の次に「等」を加え、同号タを同号ツとし、同号ソを同号チとし、同号セ中「より被保護者が返還すべき額を決定すること」を「による被保護者の返還すべき金額の決定に関するここと」に改め、同号セを同号タとし、同号スを同号ソとし、同号シの次に次のように加える。

ス 法第55条の8第1項の規定による被保護者健康管理支援事業の実施に関すること。

セ 法第55条の10第1項の規定による子どもの進路選択支援事業の実施に関すること。

(岩見沢市生活保護法施行細則の一部改正)

第3条 岩見沢市生活保護法施行細則（平成12年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の3条を加える。

(進学・就職準備給付金申請書)

第15条の2 施行規則第18条の9第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給の申請様式は、様式第30号の2とする。

(進学・就職準備給付金決定調書)

第15条の3 法第55条の5第1項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときの決定調書は、様式第30号の3によるものとする。

(進学・就職準備給付金決定通知書)

第15条の4 法第55条の5第1項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときは、様式第30号の4により通知するものとする。

様式第30号の次に次の3様式を加える。

様式第30号の2（第15条の2関係）

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

岩見沢市福祉事務所長様

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 進学・就職する先（大学等名、会社名等）
名称 _____

4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）

進学・就職前の住宅と同じ

転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）

居住（予定）地 _____

5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

（1）進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

（2）就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

（裏面があります）

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号

--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 (右につめてご記載ください。)

(力 十)

- ※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
- ※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

様式第30号の3 (第15条の3関係)

進学・就職準備給付金決定調書						
ケース番号	給付番号	対象者氏名	世帯主氏名			
決 裁			起案 年月日		施行 年月日	
			決裁 年月日		担当員	
進学・就職準備給付金決定伺 調書のとおり決定し、例文により通知してよろしいか伺います。						
進 学・就 職 準 備 給 付 金 決 定 欄						
支給額 円 (進学先または就職先)						
(進学後または就職後の居住先)						
不 支 給 の 理 由						
進学・就職準備給付金を支給する場合、支給日						
支給日						
支払方法						
銀行名						
支店名						
預金種目						
口座氏名(漢字)						
口座氏名(カナ)						
口座番号						

様式第30号の4（第15条の4関係）

第 号
年 月 日

様

岩見沢市福祉事務所長

進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

○支給の可否

- 支給
 不支給

○進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日

支給額 円
支給日 年 月 日

○不支給の場合、その理由

○この決定通知書が申請書受理後14日を経過した理由

※ この処分に対する「審査請求」及び「取り消し訴訟の提起」に係る教示については、別紙のとおり。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。